

家電リサイクルについて

家電リサイクル法への対応

廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から、廃棄物のリサイクル推進の新たな仕組みを構築するために制定された法律が、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）です。

この法律では、対象家電製品として「エアコン」「テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目が指定され、お客様（排出者）、販売店様（小売業者）、メーカーなどの関係者はそれぞれが役割を分担し、リサイクルを推進することが義務付けられています。

弊社では、この家電リサイクル法に積極的に取り組みながら、資源の有効利用に貢献しております。

弊社製品のリサイクル料金

リサイクル料金とは、販売店様（又は市町村）が収集し、指定引取場所まで運搬した以降の料金です。

具体的には、指定引取場所の運営費用、指定引取場所からリサイクルプラントまでの運搬

費用及びリサイクルプラントにおけるリサイクル費用などです。

弊社の対象製品は「液晶・プラズマ式テレビ」であり、下表のように設定しています。

- ※ 下表の料金は、1台あたりであり、全国同一の料金です。
- ※ お客様が家電リサイクル法対象家電製品をお買い替えになった時などに不要となった家電製品をお引き取りする際、下表リサイクル料金をご負担いただくことになります。
- ※ また下表料金とは別に、販売店様・市町村の収集運搬料金をお支払いいただくことになります。

品目		リサイクル料金
液晶・プラズマ式テレビ	画面サイズが 15 型以下のもの	1,836 円(税抜 1,700 円)
	画面サイズが 16 型以上のもの	3,688 円(税抜 3,415 円)

※ 2019年4月1日改定

関連情報 (社外サイトへ移動します。クリックすると別ウィンドウで開きます)



<http://www.kaiketsukr.com/>